

立地適正化計画を公表しました

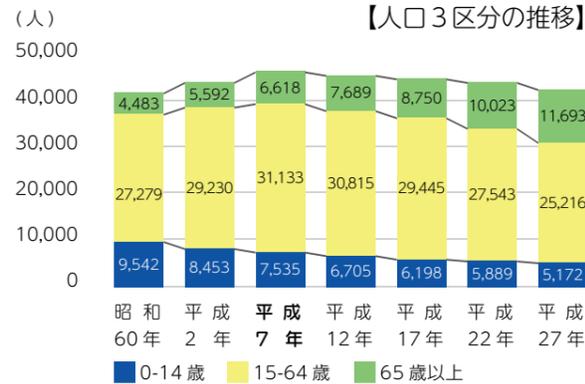
立地適正化計画は、人口減少や高齢化が見込まれる中、快適な生活環境の確保と、持続可能な都市づくりを目指すための計画です。併せて、都市計画マスタープランの見直しを行いました。



さらなる人口減少と高齢化

- 本市の人口は、平成7年ごろをピークに減少傾向に転じていて、2040年には35,484人(平成27年と比較し16%減)、2060年には30,024人(同じく29%減)まで減少する見込みです。
- 高齢者の推移は、特に市街地において今後20年の高齢者数の増加傾向が顕著となり、2040年には市内全域での高齢化率は約40%と均一的になる見込みです。

都市整備課(霞ヶ浦庁舎) 市ホームページ▶

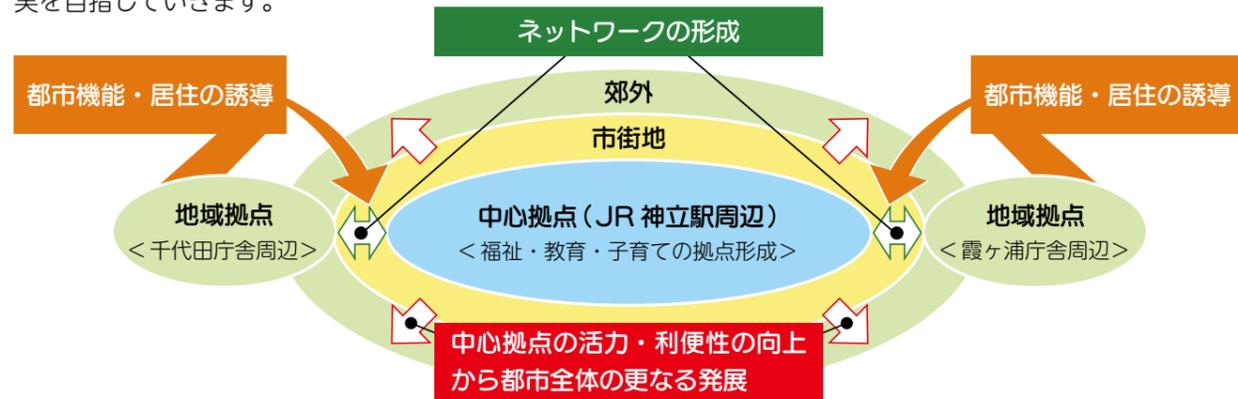


拠点発展型の都市構造の構築

このまま人口が減少していくと、商業や医療などの生活に欠かせない機能が、維持できないなどのリスクが懸念されます。そのため、市の20年後の将来像を明確化し、基本的な方針や地区ごとの整備方針を定める「都市計画マスタープラン」を改定し、新たに「立地適正化計画」を策定しました。

都市計画マスタープランでは、「まちなかの賑わいと活気」「ゆとりある自然との共生」「市民とのふれあいによる協働」の実現に向けた、地域の特性を活かした都市づくりを進めていきます。

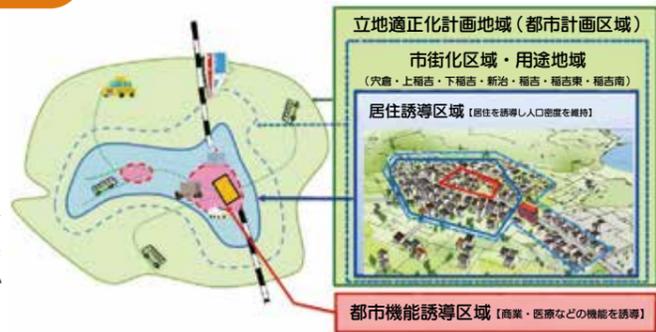
立地適正化計画では、市街地を中心とした拠点形成と周辺の地域拠点との連携・波及効果により、安心して生活できる持続可能な都市づくりを方針として位置付け、市街地の人口密度の維持や、生活に必要な機能の充実を目指していきます。



居住の誘導

居住誘導区域内の人口密度
目標値：44.5人/ha(現状維持)

中心拠点となる市街地において、居住者が安心して生活できるように、長期的な視点で交通利便性や生活利便性が高い地域に居住を誘導することで、一定の人口密度と生活サービス施設の維持を図り、持続可能な都市を実現し、地域経済の活性化につなげます。



都市機能の誘導

都市機能誘導区域内の施設数
目標値：44(現状値：36)

中心拠点となる市街地において、必要な機能(商業、医療、福祉、子育て支援など)の維持を図るとともに、子育て世代や若者などの生活・交流のための機能(コミュニティ、飲食、図書・学習、公園、行政など)の誘導・整備を図ります。



取り組む施策

立地適正化計画の中で12の施策を位置付けていますが、市主体で取り組む施策の一部をご紹介します。

- 複合交流施設の整備
市民の交流拠点となる複合交流施設の整備を推進し、利便性向上のためのサービス機能集約を図ります。
- 公園・緑地の整備
憩いの場・防災性の向上など、地域ニーズに対応した公園の整備を推進します。
- 街路灯など照明施設の設置
居心地よく歩いて暮らせる空間形成を実現するため、街路灯などの照明施設の設置を推進します。
- 自転車ナビマークなどの整備
歩行者や自転車の安全性や快適性、交通アクセス性の向上を図るため、自転車ナビマークなどの整備を検討します。
- 神立駅東口の歩行者専用道路の整備
歩行者専用道路の整備により、歩行者の安全を確保しながら神立駅へのアクセスの向上を図ります。
- 市街化調整区域における区域指定制度の見直し
これまで市街化調整区域の一部エリアについては、アパートや貸テナントなどの立地も認めていましたが、立地適正化計画の策定により区域指定制度が見直され、令和4年4月1日からこれらの許可を新たに受けることができなくなります。なお、自ら居住するための住宅については引き続き立地が可能です。

届け出制度が始まりました



令和2年12月1日から、都市機能誘導および居住誘導に係る届け出制度が開始されました。

都市機能誘導区域外で誘導施設の建築などを目的とする開発行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに、市長へ届け出る必要があります。誘導施設を休止または廃止しようとする場合も届け出が必要です。

また、居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の建築などを目的とする開発行為や建築などを行う場合、行為に着手する日の30日前までに、市長へ届け出る必要があります。

届け出の詳細は、市ホームページでご確認いただくか、都市整備課へお問い合わせください。

※届け出制度は、立地そのものを規制するものではありません。

機能	施設
医療機能	病院・診療所
福祉機能	保健福祉施設・地域包括支援センター 通所型福祉施設・小規模多機能型居宅介護施設
子育て機能	私立保育園・認定こども園 地域型保育施設・児童館 子育て支援施設
健康増進機能	スポーツ施設
商業機能	スーパーマーケット・ドラッグストア ホームセンター
金融機能	銀行・信用金庫
文化交流機能	図書館・図書コーナー・コミュニティセンター・集会施設
行政機能	市庁舎・行政窓口